

宇都宮短期大学附属高等学校・中学校の「いじめ防止基本方針」

27. 4. 1

29. 12. 1(改定)

全ての教職員が、生徒の尊厳を守りながら、いじめのない学校づくりに向けて学校をあげて取り組むこととします。

いじめ防止のため、保護者、関係機関とも連携しながら、「いじめの起こらない学校づくり」に向け、様々な教育活動を通じた**未然防止対策**を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け**組織的に対応**します。

特に、重大事態が発生した場合には、文書学事課に報告し、連携しながら対処するとともに、所轄の警察署等の関係機関に通報し、援助を求めます。

1 組織的な対応に向けて

- (1) いじめの未然防止・早期発見、いじめ認知時の対応を**職員会議・学年会議・生徒指導部会**を中心に組織的に行い、様々な教育活動を通じた**未然防止対策**を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、**早期の解決**に向け対応していきます。
- (2) いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する**校内研修**を実施し、全ての教職員の**共通理解**を図るとともに**具体的対応力**の向上を図ります。

2 いじめの未然防止に向けて

- (1) 生徒一人一人に対して、豊かな心を育み、道徳性を身につけさせることを通じて「**いじめを許さない心**」や「**いじめを起こさない力**」を育成し、いじめに発展するかもしれない日常のトラブルの解決が図れるよう、**HRを中心に計画的な指導**を実践します。
- (2) 生徒一人一人が、意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組めるよう「**互いに高め合える学級づくり**」や「**自信を持たせる授業づくり**」への取組を充実させた指導をしていきます。
- (3) 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、**教職員の人権感覚**を磨くとともに、指導に細心の注意を払います。
- (4) インターネットのもつ利便性と危険性を理解させながら、**情報機器の適切な使い方**について指導します。

3 いじめの早期発見に向けて

- (1) いじめは、大人が**気付きにくく判断しにくい形**で行われるということを**教職員一人一人が強く認識**します。
生徒間の喧嘩やふざけ合いと見えることも調査し実体を把握します。
- (2) 生徒の声に耳を傾け、**生徒の行動を注視**し、生徒の些細な変化を見逃さないようにします。
- (3) いじめの疑いがあることを認識した場合には、決して一部の教職員が抱え込むことなく、**早期に職員会議・学年会議・生徒指導部会を中心に組織的に対応**します。
- (4) 日頃から生徒との信頼関係を深め、生徒がいじめを**相談しやすい体制**を整えます。
- (5) 日頃から**保護者との信頼関係**を深め、保護者との情報共有に努めます。
- (6) いじめに関する**相談窓口を明確**にします。

4 いじめの早期解決に向けて

- (1) いじめられている生徒を徹底的に**守り通**します。
- (2) いじめられている**生徒や保護者の立場に立**って対応します。
- (3) いじめの疑いがあることを認識した場合には、その場でその行為を止めさせたことで安易に解決したと思いつくことなく、**組織的かつ継続的に対応**します。
- (4) いじめている生徒については、行為の**善悪をしっかりと理解**させるとともに反省させ二度といじめることのないよう学校組織としてしっかりと指導します。
- (5) 双方の保護者に対して、学校として**説明責任**を果たしつつ、学校と保護者が**一致協力していじめの解決**に向け取り組めるようにします。
- (6) いじめを見ていた生徒に対しては、自分の問題として捉えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず**根絶しようとする態度**を育成します。
- (7) 3か月間いじめが行われていない。更にいじめられた側が心身の苦痛を感じていない場合、いじめが解消したと判断します。
- (8) 解決した後も、いじめられた生徒、いじめた生徒の双方を**継続的に指導・援助**し、良好な人間関係の構築に努めます。